

復興特区（復興推進計画）の宮城県等との共同申請について

1 共同申請について

復興特区（復興推進計画）では、復興産業集積区域を設けることにより、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象に税制上の特例措置を適用することとしている。

今般、宮城県より、製造業を中心とする業種に関する「（仮称）宮城県民間投資促進特区」の共同申請について提案があり、本市としても、製造業支援の既存施策との整合性や税の減免策との齟齬も生じないことからこれに合意し、仙台港地域を含む、市内の既存工業地域を中心に復興産業集積区域を設定し、宮城県及び県内33市町村と共同申請を行ったところである。

2 申請月日

平成24年1月27日

3 対象業種

ものづくり産業（8業種）

◇ 企業立地促進計画における3業種 ⇒ ◇ 次代を担う新たな産業の以下の5業種を追加

- | | |
|------------|-----------------|
| a 自動車関連産業 | d 木材関連産業 |
| b 高度電子機械産業 | e 医療・健康関連産業 |
| c 食品関連産業 | f クリーンエネルギー関連産業 |
| | g 航空宇宙関連産業 |
| | h 船舶関連産業 |

4 地域等の設定

ア. 雇用等被害地域

津波浸水地域を設定

イ. 復興産業集積区域

ものづくり産業の集積に適する区域で、かつ、雇用等被害地域から通勤圏内にある下記の区域を設定

- ① 臨港地区
- ② 仙台港背後地（臨港地区北部）
- ③ 七北田川左岸地区（工業地域）
- ④ 臨港地区に隣接する工業専用地域
- ⑤ 泉パークタウンインダストリアルパーク
- ⑥ 泉パークタウンサイエンスパーク
- ⑦ 泉インターシティ
- ⑧ 松原工業団地
- ⑨ 南吉成リサーチパーク
- ⑩ 生出地区の区画整理予定地
- ⑪ 東部の工業専用地域・工業地域（六丁の目、扇町、日ノ出町、卸町東地区ほか）

